

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方も郵便等で投票ができます

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をされている方で、一定の要件を満たす場合、郵便等により投票することができます。（特例郵便等投票）

1 特例郵便等投票の対象となる方

- ・ 感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方
- ・ 検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている方

+

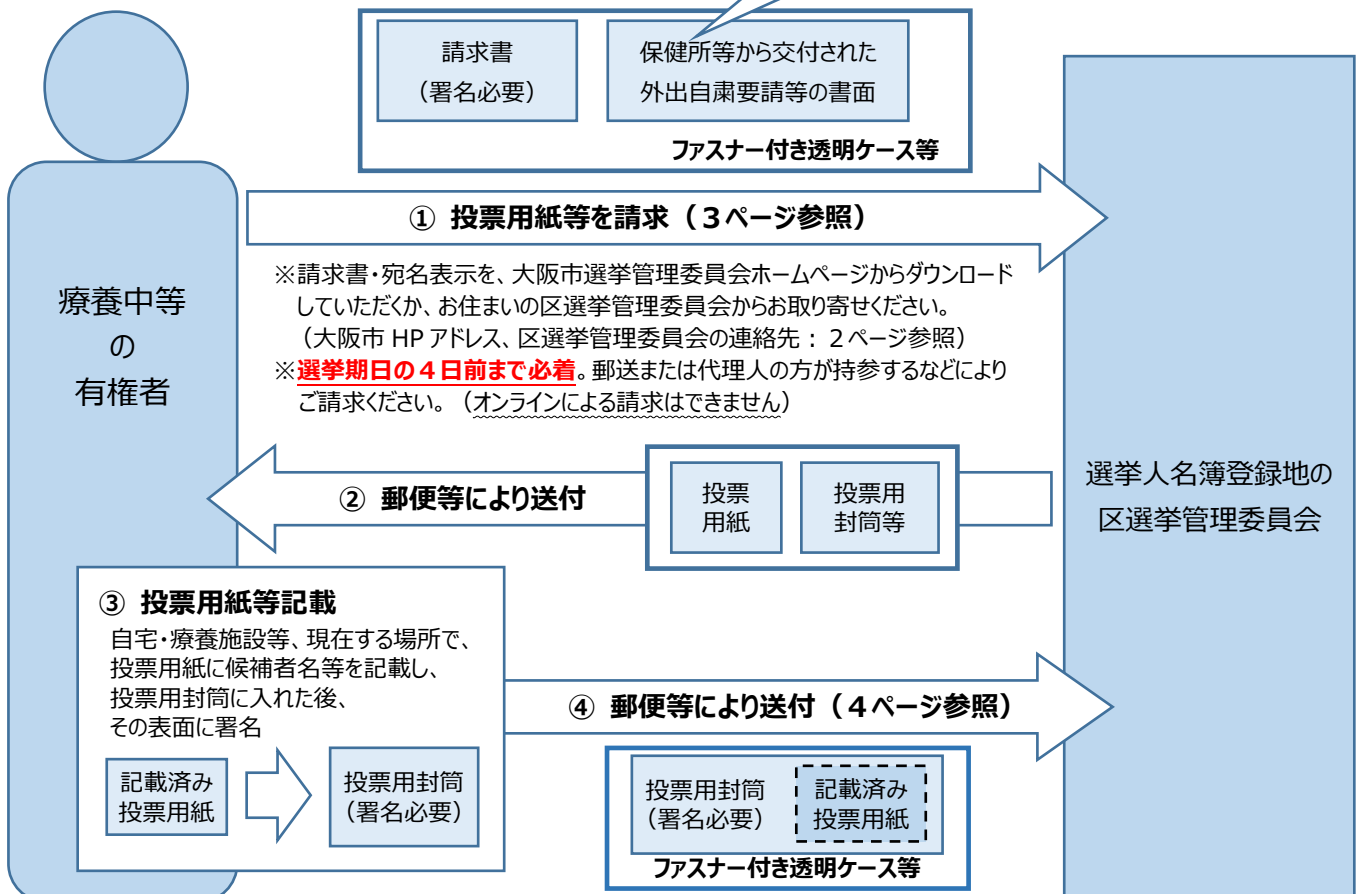
- ・ 外出自粛要請等の期間が、投票用紙等の請求時に、選挙の「公示日（告示日）の翌日」から「選挙期日」の間にかかる見込まれる場合

※ 濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。投票のために外出することは「不要不急の外出」に当たらず、投票所等において投票していただいて差し支えありません。

（投票所等での投票の際は、マスクの着用や手指の消毒など、感染拡大防止の徹底をお願いします）

2 特例郵便等投票の流れ

書面が交付されていない場合等は請求書の申出欄にチェックしてください。
区選挙管理委員会が保健所等に対象者であることを確認します。
発生届の対象者ではない場合、[大阪府の陽性者登録センター](#)への登録が必要です。



（補足・注意事項）

- ※ 投票終了までには数日の期間を要します。請求は公（告）示前でもできますので、上記期間によらず早めの請求をお願いします。
- ※ ①投票用紙等の請求は3ページを、③④投票用紙等の記載や郵便等による送付は4ページをご覧ください。
- ※ 記載済みの投票用紙は、選挙期日の投票所を閉じる時刻までに投票所へ到達する必要がありますので、記載後は速やかに投かんしてください。

3 投票用紙等の請求に当たってのお願い

- ・ 特例郵便等投票請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、大阪市選挙管理委員会のホームページに掲載されています。ダウンロードのうえ印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください（料金受取人払の宛名表示をモノクロ印刷する場合は、確実に速達で配達されるよう、封筒の表面の右上部に赤い線を表示してください。）。

お住いの区選挙管理委員会（下記5参照）に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。

- ・ 請求書に、保健所等が発行する外出自粛要請の書面（勧告書・就業制限通知書等）を添えて、選挙人名簿登録地の区選挙管理委員会に送ってください。ただし、外出自粛要請の書面が交付されていない場合等は、請求書の申出欄から該当する理由をチェックしてください。
- ・ 請求書等を入れた封筒は、ファスナー付きの透明のケース等に入れて表面を消毒した上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

4 投票用紙等の請求期限

選挙期日の4日前 17時まで（選挙人名簿登録地の区選挙管理委員会 必着）

5 投票用紙等の請求先等：区選挙管理委員会（下記参照）

区名	電話番号
北区	06-6313-9626
都島区	06-6882-9626
福島区	06-6464-9626
此花区	06-6466-9626
中央区	06-6267-9626
西区	06-6532-9626
港区	06-6576-9626
大正区	06-4394-9626

区名	電話番号
天王寺区	06-6774-9626
浪速区	06-6647-9626
西淀川区	06-6478-9626
淀川区	06-6308-9626
東淀川区	06-4809-9626
東成区	06-6977-9626
生野区	06-6715-9626
旭区	06-6957-9626

区名	電話番号
城東区	06-6930-9626
鶴見区	06-6915-9626
阿倍野区	06-6622-9626
住之江区	06-6682-9626
住吉区	06-6694-9626
東住吉区	06-4399-9626
平野区	06-4302-9626
西成区	06-6659-9626

6 重要なお知らせ

本制度により投票用紙等をご請求され、区選挙管理委員会が投票用紙を交付している状態にある場合、外出自粛制限が解除されて投票所や期日前投票所にお越しになられても、交付された投票用紙を区選挙管理委員会に返還しなければ、投票することはできません。

7 罰則について

特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪（1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金）、詐偽投票罪（2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金））が設けられています。

大阪市・区選挙管理委員会

大阪市選挙管理委員会

ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/senkyo/>

電話番号 06-6208-8511

区選挙管理委員会の電話番号

上記「5 投票用紙等の請求先等」を参照してください。

大阪市選挙管理
委員会 HP



投票用紙等の請求手続について

特例郵便等投票をする方は、以下の方法により投票用紙及び投票用封筒を選挙人名簿登録地の区選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

①特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

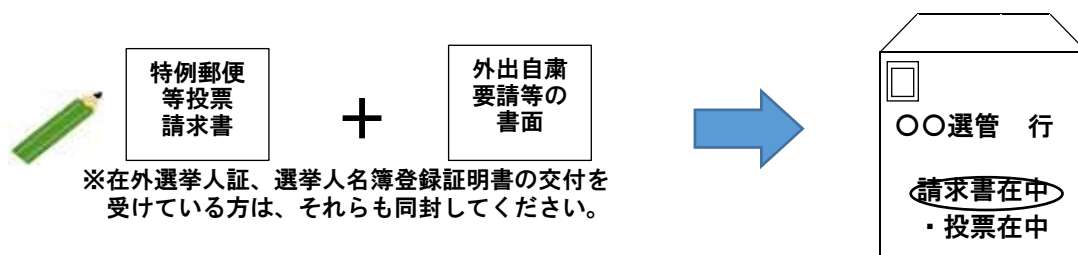
※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、大阪市選挙管理委員会のホームページに掲載されています。ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。お住いの区選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



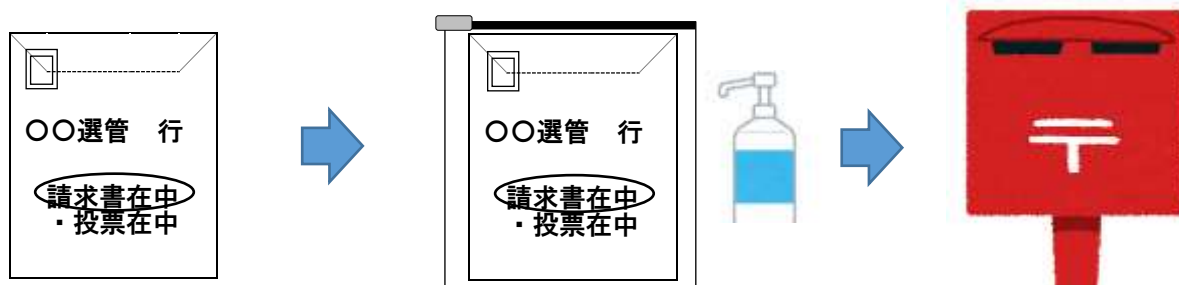
②請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。



③請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。

投票の手續について

特例郵便等投票をするために投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた方は、以下の方法により投票用紙等を返送いただく必要があります。

①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名（※）を記載してください。

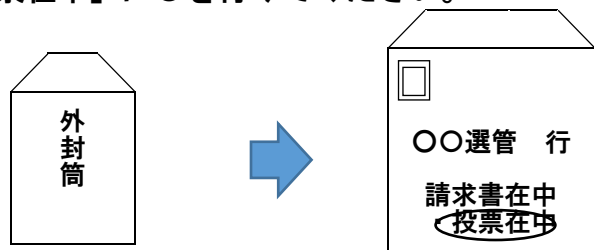
※ 衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称。
一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。
また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



③外封筒を、更に区選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



④返信用封筒を、更に区選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。